

「市税の減免措置の見直しについて（素案）」に係る  
パブリック・コメント手続の実施結果について

## 1 意見募集の方法

(1) 意見募集期間

平成24年9月14日（金）から平成24年10月12日（金）まで

(2) 意見の提出方法

電子メール、ファックス、送付、持参

(3) 素案の閲覧、概要版の閲覧・配布

- ・ 大阪市財政局税務部課税課
- ・ 市税事務所（梅田・京橋・弁天町・なんば・あべの・船場法人）
- ・ 市民情報プラザ
- ・ 各区役所（出張所含む）
- ・ 大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・ 本市ホームページ

## 2 意見募集結果

(1) 意見提出件数

- ・ 受付件数 80件
- ・ 意見総数 142件

(2) 受付件数の内訳

- ・ 提出方法別 (件)

電子メール	ファックス	送付	持参
12	63	4	1

- ・ 男女別 (人)

男性	女性	不明
43	8	29

- ・ 年齢別 (人)

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
0	1	2	1	10	18	18	2	28

- ・ 住所別 (人)

大阪市内	大阪市外	不明
44	8	28

## (3) 意見総数の内訳

素案の項目		意見件数
全般に関して		27
各減免措置に関して		113
固定資産税・都市計画税に関して		78
	地域振興会が本来の用に供する固定資産の減免見直しについて	13
	一定の条件を満たしているマンション集会所の減免見直しについて	3
	老人憩の家の減免見直しについて	12
	児童遊園の用に供する固定資産に係る減免見直しについて	3
	一定の条件を満たしているマンションの児童の遊び場の減免見直しについて	3
	公衆浴場の減免見直しについて	21
	障がい者職業能力開発訓練施設の減免見直しについて	3
	非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等の減免見直しについて	1
	公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設の減免見直しについて	1
	公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設の減免見直しについて	1
	住吉武道館の減免見直しについて	1
	労働組合が専らその用に供する固定資産の減免見直しについて	1
	救急医療機関所有の病院・診療所の減免見直しについて	3
	非課税となる診療施設のための看護師宿舎の減免見直しについて	1
	学校法人以外の幼稚園の減免見直しについて	1
	障がい者小規模作業所等の減免見直しについて	1
	能楽堂・能舞台の減免見直しについて	2
	大阪弁護士会館の減免見直しについて	2
	天満・天神繁昌亭の減免見直しについて	5
個人市民税に関して		6
	失業者〔単身者：所得115万円・145万円以下〕の減免見直しについて	2
	所得減少者〔単身者：所得115万円・145万円以下〕の減免見直しについて	3
	学生・生徒〔所得65万円・125万円以下〕の減免見直しについて	1
法人市民税に関して		1
	清算中の法人の減免見直しについて	1
軽自動車税に関して		1
	軽自動車税の減免見直し全般について	1
事業所税に関して		27
	事業所税の減免見直し全般について	1
	タクシー事業用施設で保有台数250台以下のものの減免見直しについて	24
	簡易宿所営業の用に供する施設の減免見直しについて	2
その他（減免措置以外）		2

注) いただいたご意見のうち、市税の減免措置以外に関するものにつきましては、関係する部署に内容を報告いたしました。

(4) 意見要旨と本市の考え方  
別紙のとおり